

令和2年度第7回総会（月例）議事録

日 時	令和2年10月28日（水） 午前10時開会
場 所	市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室
出席委員 （18名）	上入來 幸一（会長） 松下 清美（会長代理） 仮屋 幸孝（運営委員） 有村 伊智博 有村 浩一 岩元 節朗 園山 一則 堂免 修 豊留 辰男 弟子丸 宗一 鳥丸 俊秀 永尾 寛 中村 秀彦 鳩宿 隆雄 福永 大悟 堀之内 薫 室屋 智美 横峯 明人
欠席委員 （1名）	上四元 正昭
事務局	事務局長 木口屋 主 幹 新地 支局主任 大小田、村田、末永、安田、溝川、今吉、児之原、石田 専門員 井上、矢崎 主 査 安樂、内村、水盛、取違、二俣、渡邊、原口 主 事 塩田 主 任 鮫島、山本、平川
農政総務課	主 幹 濱畑 技 師 遠矢
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地法第4条許可申請に関する件 3 農地法第5条許可申請に関する件 4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件 5 非農地認定に関する件 6 農用地利用集積計画に関する件 7 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 8 相続税の納税猶予に関する件
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 鹿児島市長（道路管理課）から照会のあった農地等の現況について 3 国土利用計画法による届出・土地に関する調書について 4 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 5 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 6 鹿児島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 7 農地パトロールの結果について

議 長	<p>開 会 (午前10時)</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、令和2年度第7回総会を開催いたします。</p> <p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。 19人中18人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>なお、欠席届が、上四元委員から出されています。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません。私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは、有村伊智博委員、豊留委員をお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>次に、議事参与の制限についてお知らせいたします。 議題6.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>
-----	---

議 題	
議題1. 農地法第3条許可申請に関する件 1 ページ～3 ページ 13件	
議 長	<p>それでは、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」を審議します。 まず、本局、9番委員お願いします。</p>
9 番 委 員	<p>ご報告します。 番号1号、申請事由：経営縮小、規模拡大、権利の種別：所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、谷山、14番委員お願いします。</p>
1 4 番 委 員	<p>ご報告します。 番号2号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号3号、農業廃止、規模拡大、所有権移転、売買。 番号4号、労力不足、新規就農、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉田、18番委員お願いします。</p>
1 8 番 委 員	<p>ご報告します。 番号5号、農業廃止、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、喜入、10番委員お願いします。</p>
1 0 番 委 員	<p>ご報告します。 番号6号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号7号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 番号8号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 番号9号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 番号10号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、松元、3番委員お願いします。</p>
3 番 委 員	<p>ご報告します。 番号11号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。 番号12号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、郡山、11番委員お願いします。</p>

1 1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号13号、農業廃止、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」13件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題2. 農地法第4条許可申請に関する件</p> <p>4ページ 2件</p>	
議 長	<p>次に、議題2「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず、谷山、14番委員お願いします。</p>
1 4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：側溝30.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画、東…本人畑、西…宅地、南…里道、北…水路、境界…土留。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、喜入、10番委員お願いします。</p>
1 0 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、共同住宅2棟295.38㎡、駐輪場9.00㎡、ボンベ庫1棟1.62㎡、駐車場等659.00㎡、東…宅地、西…宅地、他人畑、南…水路、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等がございますか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」2件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
議題3. 農地法第5条許可申請に関する件 5ページ～9ページ 17件	
議 長	<p>次に、議題3「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず、谷山、14番委員お願いします。</p>
14番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：住家1棟89.43㎡、庭敷地等112.37㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東・北…渡人畑、西…里道、南…私道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、污水…合併浄化槽、権利の種別：所有権移転、売買。</p> <p>番号2号、住家1棟52.17㎡、庭敷地等165.83㎡、東・南…渡人田、西…里道、北…他人田、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号3号、駐車場81,36㎡、東・南…宅地、西…市道、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号4号、資材置場227.00㎡、東…私道、西…宅地、南…里道、北…渡人畑、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号5号、資材置場112.00㎡、通路48.48㎡、転回場等158.00㎡、東…水路、宅地、西…宅地、貸人畑、南…宅地、北…宅地、私道、境界…土留、雨水…自然流下、賃貸借権。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、伊敷、7番委員お願いします。</p>
7番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号6号、資材置場80.00㎡、倉庫1棟63.00㎡、通路67.00㎡、転回場等143.00㎡、東・西・北…宅地、南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>番号7号、庭敷地52.00㎡、東…市道、西…宅地、山林、南・北…宅地、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>

議 長	次に、吉野、13番委員お願いします。
13番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号8号、住家1棟86.12㎡、庭敷地等373.88㎡、東…市道、西・南・北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>番号9号、資材置場565.00㎡、転回場等931.00㎡、東…市道、西…他人畑、南…雑種地、北…宅地、境界…コンクリート擁壁、ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、18番委員お願いします。
18番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号10号、駐車場292.49㎡、通路等446.29㎡、東…宅地、西…市道、南…私道、北…雑種地、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号11号、住家1棟79.49㎡、庭敷地等195.51㎡、東・西・北…宅地、南…県道、境界…ブロック積、雨水…県道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号12号、倉庫2棟388.80㎡、駐車場1,471.00㎡、通路等1,143.20㎡、東…県道、西…山林、南…宅地、他人畑、北…他人畑、境界…コンクリート擁壁、雨水…県道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件につきまして、事務局より補足説明いたします。</p>
吉田支局	<p>この件につきまして、補足説明いたします。(図面掲示)</p> <p>申請地は、支所から南に約3.0kmに位置する、県道鹿児島吉田線沿いの、県総合教育センター近くの相当数の街区を形成している区域内にある「街区内農地」の第2種農地に該当します。</p> <p>申請人は、市内で運送業を営む法人で、事業拡大のため、今回新たに、倉庫と駐車場を増設するものです。また、申請地は薩摩吉田インターから1,500mと近く、高速道路を利用するのにも便利な場所にあります。</p> <p>申請地は、県道側の間口が約40m、奥行き約76mで建築面積約194㎡の倉庫2棟と大型トラック14台分の駐車場、幅約12m奥行き約73mの通路及び転回場を建設する予定です。</p> <p>境界はコンクリート擁壁を設け、雨水は東側の県道側溝へ、倉庫にトイレを設置するので、排水は合併浄化槽で処理後に東側の県道側溝へ流します。</p> <p>また、土地利用調整課ともすでに協議済みです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、10番委員お願いします。

10番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号13号、太陽光発電711.48㎡、通路等123.52㎡、東・北…里道、西…他人畑、南…雑種地、境界…防護柵、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>この件について補足説明をいたします。</p> <p>申請地は喜入支所から南西へ約3kmに位置する第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>申請人は申請地を取得し、太陽光発電施設として転用を行うものです。</p> <p>発電規模としましては、太陽光パネル363枚、発電出力49.5kWで約10世帯分の年間消費電力をまかなう事になります。</p> <p>なお、九州経済産業局からの発電設備認定の通知を、令和元年3月に受けております。また九州電力との系統に係る契約も成立していることを確認しております。</p> <p>番号14号、住家1棟119.24㎡、庭敷地等331.76㎡、東…市道、西・北…渡人畑、南…他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号15号、住家1棟105.99㎡、庭敷地等225.01㎡、東…宅地、西・北…渡人畑、南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号16号、建売住宅1棟82.81㎡、庭敷地等322.19㎡、東・西・北…農道、南…他人畑、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、松元、3番委員お願いします。
3番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号17号、建売住宅5棟284.35㎡、通路200.24㎡、庭敷地等959.70㎡、東・西…他人畑、南…宅地、私道、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件につきまして、補足してご説明申し上げます。</p> <p>申請地は、松元支所から北東へ約2kmに位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある、「第1種農地」に該当します。</p> <p>申請人は、市内で不動産建築業を営む法人です。今回、申請地を売買により取得し、建売住宅5棟を建築するものです。申請地は、第1種農地の不許可の例外である、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続施設」に該当することから、今回の転用許可はやむを得ないと判断したところでございます。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号17号は第1種、それ以外は全て、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」17件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、転用面積が3,000㎡を超える番号12及び第1種農地である番号17号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題4. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件</p> <p>10ページ～11ページ 5件</p>	
議 長	<p>次に、議題4.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」を審議します。</p> <p>吉野、吉田、松元地域に合意解約の通知が出ております。</p> <p>委員の皆さんには、お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「9番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、9番委員どうぞ。</p>
9 番 委 員	<p>初歩的な質問なんですけど、この農地法第18条について、通知があったということになっておりますが、この委員会では、何を審議するのかと。つまり貸付人、借受人の間での解約をするということになるわけですが、この当委員会では、解約の可否を審議するのだろうかということなんですけど、もし、借受人が拒否した場合、当然継続をされるのでしょうか、ここで可否の審議をするのかという質問です。</p>

事務局	<p>只今のご質問についてですが、18条6項の合意解約の通知をはたして議案に諮るべき内容であるのか、特に議案ではなく、報告案件としてもいいのではないかとということで、過去の総会で、類似の質問が出たことがございました。県の農村振興課に照会をしたところ、合意解約の申出日、通知日等で不明なものがないのか等、農業委員に確認をしてもらうという点から、本市のとおり、議案に諮り、内容を精査してもらうことに特に問題はないのではないかとという見解を頂いております、それを受けて、この第18条の通知については、今後も議案事項として、過去に整理したことがございます。</p> <p>以上です。</p>
9番委員	<p>よく解りません。</p> <p>この議案として出ている分については、お互いに合意をされているわけですから、我々がこの件はだめですというふうになった場合に、その取扱いはどうするのですか。</p>
4番委員	<p>通知という形になっていますので、3条とか5条とか許可の場合は、農業委員会の許可がなければ、所有権移転の効果は生じないということなんですけれども、18条の合意解約については、当事者間で解約をしますということで、それを農業委員会の方に報告をするという単なる通知ですよね。だから農業委員会としては、合意解約をすること自体が、良いとか悪いとかの判断の権限はないんだと思います。ただ、事実を把握する為に、そういう通知があれば、確認だけをしておくということなんだろうと思います。合意解約をしたことに対して、農業委員会がそれはだめだから続けなさいというところまでの権限はないという理解だと思います。</p>
9番委員	<p>もし、4番委員がおっしゃる通りだとすれば、議案として、農業委員会に提示するということが自体が、無駄なことではないかと私は言いたいです。それはどうですか。</p>
事務局	<p>先ほどありましたように、県に確認をしております。当初の貸し借りにつきましては、この議案として確認をして頂いて、許可を出すというような案件であります。今、4番委員が言われた通り、合意解約でありますので、これはお互いの契約であります。ただ最初の部分については、許可を出しているということで、受理するかどうかの確認の問題であります。報告事項であるかどうかは県に確認をしております、総会の中で確認をすべきであろうというようなことを言われております。当然、鹿児島市農業委員会の総意として、これは確認をするべきものではないということであれば、もう1回県の方にこういう取扱いでいいかということは、確認をさせていただこうと思います。今の段階では、前回の県の確認通り、審議事項として取り扱いをしているというような状況でございます。</p>
議長	<p>県の見解に従って今やっているということですので、ご理解下さい。</p>

事 務 局	県としましては、前回の確認におきまして、これを報告事項としてはいけないということはおかれておりません。当委員会で、これは報告事項にするべきであるという考えがあれば、県に確認を取りまして、どこかの段階で報告に変えることは可能ではあると思います。
9 番 委 員	事務局がおっしゃったのは、報告事項にしてもいいということですか。
議 長	県の見解を聞いてからです。
9 番 委 員	県の見解を聞いてからということですか。
議 長	そうです。 貸し借りの問題は、一方が駄目だというと、成り立たないわけです。農業委員会はそれを認めざるをえないということです。
9 番 委 員	農業委員会が、合意解約の通知をいただいた分について、異議を申し立てるということは有り得ないわけですね。
議 長	そうです。そこはご理解頂きたいと思います。
9 番 委 員	合意解約の場合に、借受人の方が、下限面積だとか、通作距離が許可に合致しないという場合は、どういうことになりますか。合意解約は認められるのですか。認められないのですか。
議 長	それは、貸し借りする時に、審議をしています。
9 番 委 員	借受人が下限面積に達しない状況になったという場合もあるわけではないですか。その際に、下限面積を達しないから、これは解約はできないというふうにはならないのですか。
1 1 番 委 員	その場合は、合意解約ではないので、農業委員会で交渉するわけです。合意解約になっておらず揉めている段階なので、申請も出ないため、総会の議題にもならないんです。
事 務 局	今の件は、最初の段階で2, 000㎡という下限面積がありますから、これをクリアして、何筆か貸し借りをした中で、1, 2筆が合意解約でなくなった結果、2, 000㎡を下回る状況になった場合の取り扱いをいうことであれば、当然、最初の段階で2, 000㎡の下限面積を超えて登録してありますので、その後減ってなくなったからと言って、その段階で、農家で無くなるとか、2, 000㎡を下回るから合意解約はできないというようなものではございません。

7 番 委 員	今の事務局の説明を聞きますと、下限面積2, 000㎡で農家になっているわけですね。合意解約によって、貸し人の都合で借り人の方が、2, 000㎡を下回る。そうすると農家台帳から抹消していくということですか。
事 務 局	そうではなくて、農地台帳につきましては、最初2, 000㎡なければ、許可できませんけど、その後の状況で、2, 000㎡を下回った場合であっても、農地台帳には残っていくということで、2, 000㎡下回るから合意解約ができないとかいう状況にはなりませんという話です。
7 番 委 員	制度の悪用ということから考えていくと、農家住宅を作るが為に、2, 000㎡の農地を借りた、資格を得て、家を建ててしまった、目的を達してしまっただから解約というのも有り得るわけですね。それでも農家台帳に農家として残っていくのですか。地区によっては、農家住宅でないと建てられない地区があるわけですね。その許可を取るが為に、利用権設定で2, 000㎡以上を農家として登録するわけですね。家が建つと目的を達するわけですね。1、2年後にその借りた農地を解約というのも有り得るわけですね。これは、制度の悪用だと思いますけど、それに対する網というのは、かけられるのですか。
事 務 局	農地法でいろいろあります。法の不備とは言いませんが、法の規定の中で、地目が変わった後には、及ばないとかいろいろな問題を聞いております。今、言われたことにつきましても、法が予定する制度の中で、やられたことが、結果的にそういう状況になったからと言って、その部分を罰するという事は難しいと思います。ただ、許可取り消しでありますとか、そういう制度自体は残っておりますので、状況に応じては、遡って許可の取り消しをするということも、有り得る状況になります。
7 番 委 員	説明はよくわかりますけど、その時に罰則はない、許可の取り消しと言った時には、農家住宅として建てた建物を取り壊せということですか。
議 長	いろいろな例がありますが、その辺は難しいです。そういうことを言っていると、並行論になります。
7 番 委 員	そうなるだろうと思って、敢えて質問させていただきました。私が過去30年の間に無許可で建物を建てて、取り壊しをした例というのは、1件しか知りません。何とか合法に持っていくような形にして、始末書添付等で認めてきています。そういうことも有り得るという話です。それは、建てた建物の取り壊しと言うと、今度は、民法という財産保全の方で、絶対農地法の方が負けるだろうと思っています。だけど、そういうことが有り得えますよね、そこまで掴んでいますかということなんです。各地区で合意解約がたくさん出てくるのですが、その部分について、合意解約すると面積が足りないですよという指導もあるのかなと思います。私はそこまで確認をして合意解約の時に農家台帳から外れるよと言ってはいます。そういう危惧があるということなんです。

議 長	<p>一応、私見として伺っておきます。 ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」5件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>
<p>議題5. 非農地認定に関する件 12ページ～13ページ 5件</p>	
議 長	<p>次に、議題5.「非農地認定に関する件」を審議します。 まず、伊敷、7番委員お願いします。</p>
7 番 委 員	<p>ご報告します。 番号1号、調査結果：雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、13番委員お願いします。</p>
1 3 番 委 員	<p>ご報告します。 番号2号、調査結果：ゴキ竹・雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。 番号3号、調査結果：杉、孟宗竹・雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉田、18番委員お願いします。</p>
1 8 番 委 員	<p>ご報告します。 番号4号、調査結果：通路として28年経過、現況道路。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、喜入、10番委員お願いします。</p>
1 0 番 委 員	<p>ご報告します。 番号5号、調査結果：雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。 以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「非農地認定に関する件」5件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>
<p>議題6. 農用地利用集積計画に関する件 14ページ～26ページ 33件</p>	
議 長	<p>次に、議題6.「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。 まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。</p> <p>19ページ、番号13号につきましては、18番委員自身が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、18番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>(18番委員離席後)</p> <p>それでは、番号13号につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明します。 資料の19ページをお願いします。</p> <p>番号の13号、5476の1は、地目、現況ともに畑、6554の4、5は、地目は田、現況は農業用施設、6569の2は、地目は田、現況は畑、面積は4,737㎡、権利の種類は、使用貸借権、区分：新規。 令和2年10月30日公告予定です。</p> <p>これは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「農用地利用集積計画に関する件」の番号13号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、18番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>(18番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。 残りの32件及び先ほどの1件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>資料の14ページをお願いします。</p> <p>「議案第6号」、令和2年10月30日公告予定の、農用地利用集積計画集計表について、ただいまの分も含め、ご説明申し上げます。</p> <p>集計表の右下の合計欄になります。</p> <p>賃借権10件、17筆、17,289㎡。</p> <p>使用貸借権23件、48筆、42,500㎡。</p> <p>合計33件、65筆、59,789㎡です。</p> <p>なお、資料の15ページ～26ページは、農用地利用集積計画の内容、うち、26ページは、配分計画を含む内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>

議題 7. 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 別冊資料 2 2件	
議 長	<p>次に、議題 7. 「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料 2 です。</p> <p>先月の総会におきまして、7 番委員と 9 番委員から出されました質問に対しまして、農政総務課より説明がございまして、農政総務課をお願いします。</p>
農 政 総 務 課	<p>先月の総会でご質問ありました件につきまして、ご説明させていただきます。お手元の資料をご覧ください。</p> <p>農業振興地域整備計画の変更（除外）に関して、除外の申出地が農用地区域の外周部に接していない場合の例外的な県の同意の考え方ということで、資料の方にお示ししております。先月の除外については、除外の 5 要件を満たしていると共に、こちらの資料の中の 2（1）の要件に該当するというので、県の方にも確認を致しまして、申請を受け付けたところでございます。</p> <p>こちらの 2（1）の考え方につきましては、農地転用許可が可能であり、連たんする宅地等の集団、住宅等 3 戸以上に接する場となっております。こちらの考え方につきましては、農用地の集団性の確保等の観点から、下の図のように、少なくとも 3 戸以上の住宅等が連たんしている場合に、それを集落とみなしまして、除外の申出地が、住宅等の集団と一定の距離にある場合に、集落の継続を維持確保していく為に、やむをえないというような考え方で、例外的な県の同意の考え方の図ということで、表示されているところでございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>それでは、谷山、14 番委員をお願いします。</p>
1 4 番 委 員	<p>ご報告します。2 ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、水力発電所取水施設</p> <p>4. 現況、申出地は、五ヶ別府町川口前田地区にあり、谷山支所から北西へ約 6.6 km に位置し、東側は県道、西側は河川、南側は山林、北側は雑種地に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は、別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉田、18 番委員をお願いします。</p>

1 8 番 委 員	<p>ご報告します。6 ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、貸資材置場、社員用駐車場</p> <p>4. 現況、申出地は、宮之浦町牟礼谷地区にあり、吉田支所から南へ約5.4 kmに位置し、東側は宅地、西側は他人田、南側は河川、北側は農道に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は、別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」2件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
<p>議題8. 相続税の納税猶予に関する件</p> <p>27ページ 1件</p>	
議 長	<p>次に、議題8.「相続税の納税猶予に関する件」を審議します。</p> <p>それでは、吉野、13番委員お願いします。</p>
1 3 番 委 員	<p>資料の27ページをお開きください。</p> <p>相続税の納税猶予の証明に係るものでございます。</p> <p>相続開始年月日は、平成14年1月9日でございます。</p> <p>申請人は被相続人の子でございます。今回が7回目の発行でございます。</p> <p>申請は、令和2年9月18日に提出され、10月14日に、15番委員、私、事務局職員3名の計5名で現地を調査いたしました。</p> <p>今回、調査いたしました特例適用農地は、全て畑であります。</p> <p>1は、カボチャを作付中でありました。</p> <p>また、大根、人参、白菜、ネギを作付予定とのことでありました。</p> <p>2は、ビニールハウス2棟と露地植えで野菜や花卉を耕作されておりました。</p> <p>ビニールハウスは、白菜を作付予定であり、露地には、じゃがいも、人参、キャベツが作付され、キクが植付中でありました。</p> <p>従いまして、番号1の各特例適用農地において、申請者が農業経営を行っておりますので、「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の発行については支障ないものと判断いたします。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題８．「相続税の納税猶予に関する件」１件につきましては、原案どおり決定することにいたします。</p> <p>議題の審議は以上です。 続きまして、報告事項に入ります。</p>
-----	--

報 告 事 項	
1. 法務局から照会のあった農地等の現況について 28ページ 1件	
議 長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 それでは、谷山、14番委員お願いします。
14番委員	報告します。28ページです。 照会日：令和2年10月2日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内 にあり、現況非農地である。 処理状況：令和2年10月15日 鹿児島地方法務局へ報告済。
2. 鹿児島市長（道路管理課）から照会のあった農地等の現況について 29ページ 1件	
議 長	次に、報告事項2「鹿児島市長（道路管理課）から照会のあった農地等の現況に ついて」 それでは、本局、9番委員お願いします。
9番委員	報告します。29ページです。 照会日：令和2年10月2日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内 にあり、現況非農地である。 処理状況：令和2年10月14日 鹿児島市長へ報告済。 以上です。
3. 国土利用計画法による届出・土地に関する調書について 30ページ 1件	
議 長	続きまして、報告事項3「国土利用計画法による届出・土地に関する調書につ いて」 それでは、吉田、事務局お願いします。

吉田支局	<p>この件につきまして、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>この調書は、区域区分の定めのない都市計画区域内の5,000㎡以上の土地の売買であるため、申請人から本市の土地利用調整課へ、国土利用計画法の規定による届出書が9月28日に提出されました。</p> <p>申請地の一部に農地が含まれていたことから、農業委員会事務局に意見を求められ、回答したものです。</p> <p>表内の左側1の「申請等に係る事項等」の欄ですが、譲受人、譲渡人、農地の所在は記載のとおりであり、地目別面積は、畑、5,634㎡、転用目的は太陽光発電施設です。</p> <p>次に「2 農地の区分等」ですが、申請地は区域区分の定めのない都市計画区域内の農地であり、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものです。</p> <p>次に「3 他の土地利用計画との関係」の欄の「農業振興地域整備計画との関係」ですが、農業振興地域内で農用地区域外です。</p> <p>「その他の土地利用計画との関係」ですが、届出地には農地が含まれているので、転用の際は農地法第5条第1項に基づく許可が必要である。</p> <p>以上のとおり、土地利用調整課へ10月7日に回答したところでございます。報告を終わります。</p>
<p>4. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 31ページ～33ページ 12件</p>	
議長	<p>次に、報告事項4「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」報告事項5「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>資料の31ページをお開きください。</p> <p>報告事項4 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合、農業委員会に届出を要するものです。</p> <p>今回の届出件数は、12件、登記地目別では、田17筆、7,650㎡、畑36筆、16,799.61㎡、計53筆、24,449.61㎡。</p> <p>「取得した事由」は、「相続」が12件、「権利の種類」は、所有権が12件、「農業委員会によるあっせん等の希望」は、有が4件、無が8件です。</p> <p>次の32～33ページは、届出の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>

5. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 34ページ～42ページ 28件	
事務局	<p>次に、34ページをお開きください。</p> <p>報告事項5、農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>これらは、市街化区域内の農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決により処理したものです。</p> <p>第4条関係は、「一般住宅」2件、「駐車場」1件で、合計3件です。</p> <p>35ページは届出の内容です。お目通しをお願いいたします。</p> <p>元に戻っていただき34ページをお願いします。</p> <p>第5条関係は、上から順に「一般住宅」14件、「駐車場」3件、「資材置場」1件、「店舗等」1件、「その他」6件で、合計25件です。</p> <p>資料の36ページ～42ページは、第5条の届出の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
6. 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 別冊資料3	
議長	<p>次に、報告事項6「鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について」</p> <p>それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項6 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について報告いたします。</p> <p>表の一番下の合計欄をご覧ください。</p> <p>まず 二段書きの上の段の8月分については、訪問戸数133戸、うち不在23戸、調査回答戸数114戸、貸出希望7戸105.85アール、借入希望1戸50.00アール、貸出実績、借入実績、中間管理事業活用実績はありませんでした。</p> <p>次に、下の段の累計については、訪問戸数4,092戸、うち不在335戸、調査回答戸数3,766戸、貸出希望203戸4,395.40アール、借入希望42戸1,969.00アール、貸出実績14戸198.46アール、借入実績9戸110.94アール、中間管理事業活用実績46.17アールでした。</p> <p>各地区の実績についてはお目通しをお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>

7. 農地パトロールについて 別冊資料4	
事 務 局	<p>8月の農地パトロールの結果について報告します。 別冊資料4の1ページをお開きください。 実施期間ですが、令和2年8月24日から8月31日までの間に実施しました。 各地域での調査日につきましては、資料をお目通しください。 調査結果につきましては、無断転用はございませんでした。 2ページをお開きください。 農地利用変更届出現地調査は、谷山3件、喜入2件、松元4件の計9件ございました。 調査結果につきましては、谷山で2筆、松元で3筆未完了があり、うち1件は未着工のため、指導中です。 以上で8月の農地パトロールの結果報告を終わります。</p> <p>続きまして、9月の農地パトロールの結果について報告します。 別冊資料4の3ページをお開きください。 実施期間ですが、令和2年9月23日から9月29日までの間に実施しました。 各地域での調査日につきましては、資料をお目通しください。 調査結果につきましては、無断転用はございませんでした。 また、農地利用変更届出につきましては、調査対象がありませんでした。 以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>(議事終了：午前10時55分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はありませんか。</p>
事 務 局	<p>・令和2年度第8回総会（月例）開催日時は、 11月27日（金）午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</p> <p>なお、この後、農業委員会だより第3回編集会議を開催いたします。編集委員の方は、当別館4階の農業委員室へお集りいただきますようお願いいたします。</p>
議 長	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉 会（午前11時）</p>